報道機関 各位

枚方市提供

介護保険料の遡及賦課誤りについて

平成27年4月1日施行の介護保険法改正により、「介護保険料の変更決定(賦課更正)は、当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して2年を経過した日以後は、することができない」(介護保険法第200条の2)と新たに規定されました。

枚方市では、法改正後からこれまで特別徴収および普通徴収ともに、起算日を普通徴収の第1納期限である6月30日の翌日とする運用としてきましたが、令和5年9月8日付で厚生労働省より「特別徴収の場合、起算日は年金受給月の翌月5月10日の翌日」とする旨の通知が発出されました。

これにより、本来賦課決定できない期間に、介護保険料を増額または減額更正し、過大徴収または過大還付となったものです。

枚方市における影響については、平成29年以降の5月11日~7月1日の間に2年前の介護保険料に対して更正を行った特別徴収分となります。

記

【対象期間】

平成27年度から令和3年度までの介護保険料 (平成29年度から令和5年度までの遡及賦課更正実施分)

【対象人数及び金額】

·過大徴収:30名 545,800円

(うち、1名分(60,200円)については、未納のため徴収はしていません)

· 過大還付: 43 名 1, 130, 200 円

【対応方法】

- ・過大徴収・・・全ての年度分について不当利得として対象者へ保険料を還付 します(お知らせ文書発送予定)。
- ・過大還付・・・時効により徴収権が消失しているため、保険料の返還は求め ません。

【還付方法】

対象者に対し、11月30日付でお知らせ文書および還付手続き案内を発送し、12月25日に振込手続きを行う予定。

なお、一部還付加算金が発生することから、還付金額は 558,700 円 (還付金 545,800 円、還付加算金 12,900 円) となります。

【今後の対策】

法改正の際には、内容の解釈を適切に把握するとともに、国・府への確認及び他自 治体やシステム業者との情報共有をすることなどにより、解釈の齟齬が生じないよう 徹底してまいります。

<お問い合わせ>

健康福祉部 長寿・介護保険課

電話: 072-841-1460 FAX: 072-844-0315